

「青森市障害者計画」のフォローアップ

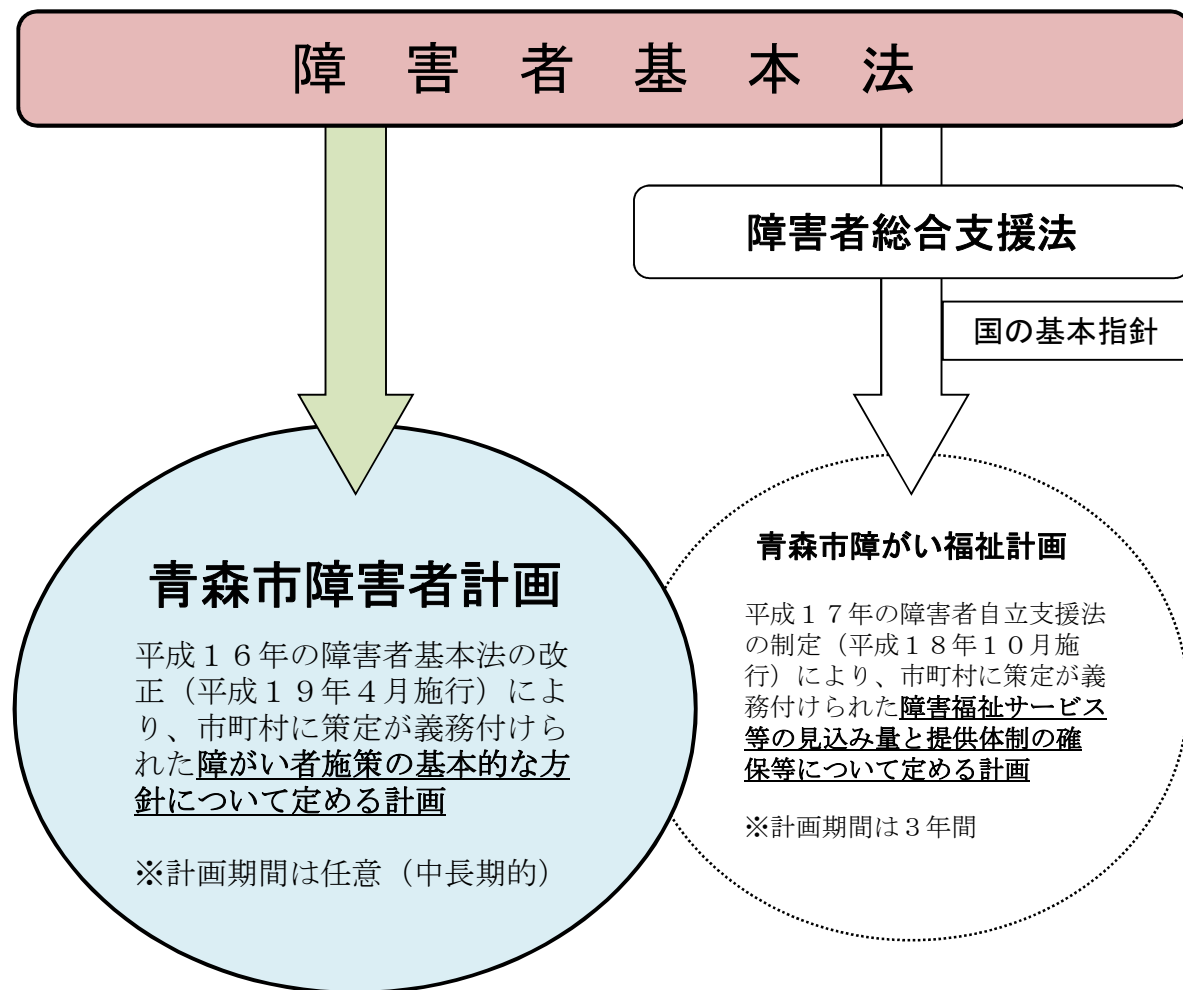
○現計画の概要

■計画策定の趣旨

本市の課題と情勢の変化を踏まえ、市における障害のある方に関する施策の総合的かつ効果的な展開の方向を定めることにより、障害の有無に関わらず、互いを尊重し、支え合い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進することを目的とする。

■計画の位置付け

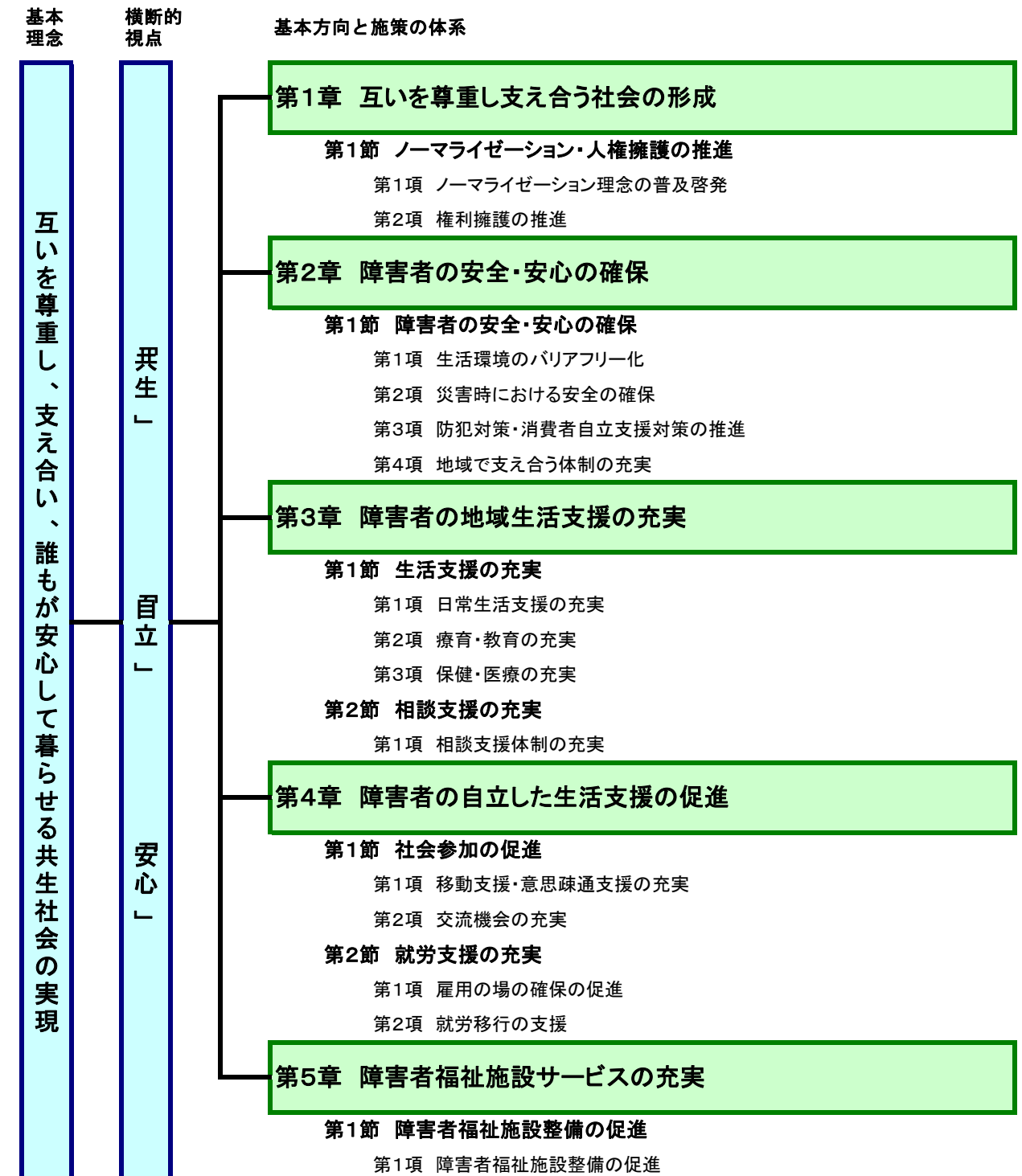
- 障害者基本法第11条第3項の規定により策定が義務付けられている「市町村障害者計画」
- 「青森市新総合計画前期計画」における障がいのある方に関連する施策を一体的に推進するための分野別計画



■計画期間

平成25年度から平成27年度までの3カ年

■計画の基本理念、横断的視点、基本方向と施策の体系



1 施策の基本方向

第1章 互いを尊重し支え合う社会の形成

ノーマライゼーション理念の普及啓発を図るとともに、障害のある方の権利擁護を推進することにより、誰もが社会の一員として互いを尊重し、認め、支え合い、共に生きる社会の形成を推進します。

2 施策の体系と主な取組

第1節 ノーマライゼーション・人権擁護の推進

第1項 ノーマライゼーション理念の普及啓発

2事業中2事業実施

- ・小中学生への福祉読本の配付
- ・障害者週間啓発イベント（パネル展等）の開催
- ・「障害」の「害」の字のひらがな表記
- ・ハンセン病に対する理解の促進 など

第2項 権利擁護の推進

3事業中3事業実施

- ・成年後見制度の利用支援
- ・市民後見人養成研修及びフォローアップ研修の開催
- ・法人後見実施のための成年後見制度講習会の開催
- ・障がい者虐待の相談・通報への対応 など

3 目標とする指標

| 指標とその説明 | 目標値 (H27) | 基準値 (H24) | H25 | H26 | 達成率 (H26末) |
|---|--------------|--------------|------|------|---------------|
| ノーマライゼーションに対する満足度 誰もが住み慣れた社会で普通の生活が送られる社会こそ普通であると思う市民の割合（市民意識調査） | 14.3% | 8.1% | 8.5% | 9.3% | 65.0% |
| 障害者虐待の相談・通報に対応した割合 障害者虐待の相談・通報に適切に対応した割合 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100.0% |
| 施策を構成する5事業全てを実施し、市民の「ノーマライゼーションに対する満足度」は、毎年度上昇しているものの、目標値を達成しない見込みとなっている。 | | | | | |

4 主な事業の実施状況

第1節 ノーマライゼーション・人権擁護の推進

第1項 ノーマライゼーション理念の普及啓発

【障害者に対する理解を深めるための啓発事業】

障がい者等の生活や経験を知って、障がいについて正しく理解し、誰にでもあたたかく接する思いやりの心や、共に支え合って生きていく意識を育み、障がいに対する理解を深めるため、小中学生を対象に『福祉読本』を配付するとともに、パネル展示等を行い、広く市民へ障がい者に対する理解を深めるための啓発をしました。

主な活動実績として、福祉読本（配付対象者 小学2年・4年・6年、中学2年）の発行部数が平成25年度は11,200冊、平成26年度は11,124冊となっています。

【ノーマライゼーション理念の普及啓発事業】

障がいやハンセン病などに対する理解と共に暮らす社会を構築することへの意識の高揚を図るため、市の広報や様々な機会をとらえ、広く啓発活動を行いました。ハンセン病に対する正しい知識の向上や、療養所入所者に対する援護及び社会復帰等を支援する団体に対して、その運営に要する経費を負担しました。また、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会において、各市町における問題を協議し、その問題解決に努めました。

第2項 権利擁護の推進

【成年後見制度利用支援事業】

知的障がい・精神障がい等の理由で、判断能力の不十分な方々の財産管理や身上保護のため、市が申立人となるなど、成年後見制度の円滑な利用を促進しました。また、市民後見人の養成に係る研修を実施しました。

主な活動実績として、成年後見制度の利用者が、平成25年度は22人、平成26年度は27人となっています。また、市民後見人養成研修は、平成25年度は34名が修了し、この34名が平成26年度に実施したフォローアップ研修も修了しました。

【障害者虐待防止対策支援事業】

「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待防止センターを設置し、障がいのある方への虐待に関する相談、通報、届出を受け付け、その対応に当たりました。

主な実績として、相談・通報・届出の件数が、平成25年度は14件、平成26年度は25件となっています。

5 制度改正・環境の変化

- 「精神保健福祉法」の一部改正（平成25年6月）及び施行（平成26年4月）
- 「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）及び施行（平成28年4月）
- 「障害者権利条約」の締結（平成26年1月）
- 「青森市障がい福祉計画」の策定（平成27年3月）

6 今後の課題

○ノーマライゼーション理念の普及啓発については、市民の「ノーマライゼーションに対する満足度」が目標値に達していないことや障害者差別解消法の施行を踏まえ、これまでの事業を継続して実施するとともに、法に基づく市職員の対応要領を策定するほか、特に理解を得ることが難しいと思われる聴覚障がいや内部障がいなど外見だけでは分かりづらい障がいのある方への配慮の具体策を検討していく必要があります。○障がい者の虐待に関する相談、通報等が年々増加しており、虐待防止に対する意識の高まりが見られる一方で、依然として虐待が行われているという事実があることを踏まえ、より多くの関係者が連携して早期発見・早期対応のための体制を強化するとともに、虐待防止に対する意識啓発をさらに推進する必要があります。

1 施策の基本方向

| |
|--|
| <p>第2章 障害者の安全・安心の確保</p> |
| <p>関係機関との連携のもと、生活環境のバリアフリー化や災害時における安全の確保、消費者被害の防止のほか、地域で共に支え合い助け合う体制の充実などにより、社会的障壁を除去し、障害のある方が住み慣れた地域において、安全で安心して暮ることができる環境づくりを進めます。</p> |

2 施策の体系と主な取組

| 第1節 障害者の安全・安心の確保 | |
|--|-----------|
| <p>第1項 生活環境のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全確保のための道路環境の整備 市所有施設のバリアフリー整備の推進 など | 4事業中4事業実施 |
| <p>第2項 災害時における安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員等の避難支援等関係者を対象に、制度周知・意見交換会を実施 福祉避難所の確保に関する協定の締結 など | 2事業中2事業実施 |
| <p>第3項 防犯対策・消費者自立支援対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心なまちづくりに対する意識を高めるための啓発活動の実施 消費生活相談、啓発活動の実施 など | 3事業中3事業実施 |
| <p>第4項 地域で支え合う体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員による地域住民の見守り 戸別訪問等による相談対応及び関係機関との連携による情報提供等の支援 ほのぼの交流協力員による見守り 青森市ボランティアセンターでの情報提供 など | 6事業中6事業実施 |

3 目標とする指標

| 指標とその説明 | 目標値 (H27) | 基準値 (H24) | H25 | H26 | 達成率 (H26末) |
|--|--------------|--------------|-------|--------|---------------|
| 市所有施設バリアフリー化達成度 「青森市所有施設バリアフリー整備方針」において整備対象としている項目の整備状況 | 48.6% | 48.2% | 49.2% | 53.44% | 110.0% |
| 地震などの災害に対する家庭における意識度 地震などの災害に対して、家庭内で十分な備えをしていると思う市民の割合（市民意識調査） | 62.7% | 0.6% | 56.7% | 55.7% | 88.8% |
| 施策を構成する15事業全てを実施しているものの、目標値の達成には至っていない。 | | | | | |

4 主な事業の実施状況

| 第1節 障害者の安全・安心の確保 |
|--|
| <p>第1項 生活環境のバリアフリー化</p> <p>【市所有施設バリアフリー推進事業】 「青森市バリアフリー推進整備計画」（平成15年9月策定）に基づき、道路の段差解消、点字ブロック設置など、歩行空間等の整備を進めてるとともに、「青森市所有施設バリアフリー整備方針」（平成15年2月策定）に基づき、建物へのエレベータやスロープ、障害者用トイレの設置など、安全性、利便性に配慮したバリアフリー整備を進めています。</p> |
| <p>第2項 災害時における安全の確保</p> <p>【避難行動要支援者対策事業】 災害時に、自ら避難することが困難な高齢者や障がいがある方等（避難行動要支援者）に対する避難誘導等の支援を行うため、避難行動要支援者の情報を避難支援等関係者と共有するなど、地域における避難支援の取組の促進を図りました。 主な実績として、平常時から避難支援等関係者へ個人情報を提供することに同意した避難行動要支援者数が、平成21年度から平成25年度までの累計で8,973人、法改正に伴う登録の更新をした平成26年度(平成27年2月20日現在)は8,283人となっています。</p> |
| <p>第3項 防犯対策・消費者自立支援対策の推進</p> <p>【消費者教育啓発活動推進事業】 消費生活に関する知識の普及や意識の高揚を図り、市民の消費生活上のトラブルを未然に防止するため、消費者教育・啓発活動・情報提供を実施しました。 平成23年度は事業を拡充し、出前講座のみならず、広報あおもりへの「消費生活コーナー」の設置や市携帯サイトへの消費生活情報の掲載などを行いました。 主な実績として、消費生活出前講座受講者数が平成25年度は2,211人、平成26年度は4,277人となっています。</p> |
| <p>第4項 地域で支え合う体制の充実</p> <p>【青森市地域福祉計画策定事務】 「青森市地域福祉計画」により、NPO、ボランティア、その他市民活動団体と行政が協働により、共に支え合い、助け合うことができる地域福祉社会の実現に向けた取組を推進します。</p> |

5 制度改正・環境の変化

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○「精神保健福祉法」の一部改正（平成25年6月）及び施行（平成26年4月） ○「災害対策基本法」の一部改正（平成25年6月）及び施行（平成26年4月） ○「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）及び施行（平成28年4月） ○「障害者権利条約」の締結（平成26年1月） |
|--|

6 今後の課題

| |
|--|
| <p>○障害者の安全・安心の確保については、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者との意見交換会を開催するなど制度の周知に努めたほか、福祉避難所の確保に努めましたが、施策の指標である「地震などの災害に対する家庭における意識度」が目標値に達していないことを踏まえ、地域における避難支援の取組や防災に対する意識の普及啓発をさらに推進する必要があります。</p> |
|--|

1 施策の基本方向

第3章 障害者の地域生活支援の充実

障害のある方のニーズに対応した日常生活支援や機能訓練のほか、日中預かりなどの障害のある子どもへの支援、障害の原因となりうる疾病の早期発見・早期治療の推進、関係機関などと連携した相談支援体制の充実などにより、生涯を通じた切れ目ない総合的な支援を行い、障害のある方の地域生活支援の充実を図ります。

2 施策の体系と主な取組

第1節 生活支援の充実

| | |
|---|-------------|
| 第1項 日常生活支援の充実 ・ 居宅サービス、通所介護等の自立支援給付費の支給 ・ 難病患者等に対する障害福祉サービスの提供 ・ 日常生活用具の支給、補装具の交付 など | 27事業中27事業実施 |
| 第2項 療育・教育の充実 ・ 障害児等療育支援の実施 ・ 青森市子ども支援センター等における子育て相談の実施 など | 14事業中14事業実施 |
| 第3項 保健・医療の充実 ・ 自立支援医療の給付 ・ 乳幼児健診、各種健（検）診の実施 など | 20事業中20事業実施 |

第2節 相談支援の充実

| | |
|---|-----------|
| 第1項 相談支援体制の充実 ・ 相談支援事業所との連絡会議等による情報共有及び相談支援専門員等のスキルアップ ・ 精神保健福祉士の相談窓口への配置 ・ 計画相談支援の実施、対象者の拡大 | 6事業中6事業実施 |
|---|-----------|

3 目標とする指標

| 指標とその説明 | 目標値 (H27) | 基準値 (H24) | H25 | H26 | 達成率 (H26末) |
|--|--------------|--------------|-------|-------|---------------|
| 障害者福祉に関する満足度 障害のある方が自立した生活を送るための福祉サービスが利用しやすいと思う市民の割合（市民意識調査） | 6.4% | 6.3% | 6.5% | 6.0% | 93.8% |
| 子育て支援に対する満足度 子どもを安心して産み育てられる環境が整っていると思う市民の割合（市民意識調査） | 10.0% | 9.5% | 8.7% | 8.7% | 87.0% |
| 乳幼児健診の受診率 4か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査を受診した子どもの割合 | 97.7% | 96% | 97.2% | 97.7% | 100.0% |

施策を構成する67事業全てを実施しているものの、「障害者福祉に関する満足度」及び「子育て支援に対する満足度」については、目標値の達成には至っていない。

4 主な事業の実施状況

第1節 生活支援の充実

第1項 日常生活支援の充実

【居宅サービス事業】
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がい児の方に対して、自宅において入浴、排せつ、食事の介助等を受けた場合に、介護給付費を支給しました。
主な実績として、居宅介護事業の利用状況が、平成25年度は146,677時間、平成26年度は155,852時間となっています。

【日常生活用具給付事業】
身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がい児に対して、生活上の不便を解消し円滑に生活が送れるよう、日常生活用具を給付するなど、障がいの特性に応じたきめ細かなサービスの提供に努めました。
主な実績として、日常生活用具給付件数が平成25年度は6,385件、平成26年度は6,742件となっています。

第2項 療育・教育の充実

【障害児等療育支援事業】
障がい児に対するニーズに応じた療育体制の充実が求められている中で、障がい児等が、地域で安心して暮らしていけるよう、本人や家族へ専門的な相談、指導を行うとともに保育所等の職員に対し療育技術の指導を行いました。
主な実績として、療育指導・相談件数が平成25年度は211件、平成26年度は263件となっています。

第3項 保健・医療の充実

【自立支援医療費給付等事業】
18歳以上の身体障がい者の方に対し、障がいの改善・軽減をし、職業能力及び生活能力の回復を促すことを目的に人工透析、ペースメーカー埋込術、人工関節置換術等に係る医療費の給付を行います。また、18歳未満の特定の障がいがある方に対し、身体の障がいを除去、軽減し、生活能力を得るための口蓋裂、心室中隔欠損症、脊柱側弯症等に係る医療費の給付を行います。
主な実績として、延給付件数が、平成25年度は1,479件、平成26年度は1,592件となっています。

第2節 相談支援の充実

第1項 相談支援体制の充実

【障害者相談支援事業】
相談支援事業所により構成される連絡会議、事例検討会、地域相談支援連絡会議において情報共有や困難事例の検討を行うほか、当該連絡会議等に障害福祉サービス事業所や精神科病院等の参加を求め、関係機関の連携強化や相談支援専門員等のスキルアップを図っています。
主な実績として、相談支援事業所における相談件数が、平成25年度は17,329件、平成26年度は17,914件となっています。

5 制度改正・環境の変化

- 「精神保健福祉法」の一部改正（平成25年6月）及び施行（平成26年4月）
- 「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）及び施行（平成28年4月）
- 「障害者権利条約」の締結（平成26年1月）
- 「青森市障がい福祉計画」の策定（平成27年3月）

6 今後の課題

○生活支援の充実については、障がいのある方の地域生活支援をさらに推進していくため、サービス提供事業者等と連携しながら、地域における居住支援のための機能を集約した地域生活支援拠点等の整備について検討する必要があります。
また、発達障害や情緒障害などの障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、そのニーズに応じた療育・教育の充実を図るため、保健、福祉、教育等関係機関の連携をさらに強化する必要があります。
○相談支援の充実については、精神障がいのある方の精神科病院からの地域生活への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所など関係機関との連携を強化するほか、障がいに対する理解の促進を図り、精神障がいのある方を地域で支える環境整備に努める必要があります。

1 施策の基本方向

| |
|---|
| <p>第4章 障害者の自立した生活の促進</p> |
| <p>移動支援やコミュニケーション支援などによる社会参加の促進、スポーツ活動などへの参加による交流機会の充実、関係機関との連携による雇用の場の確保の促進、就労訓練などに対する支援などにより、障害のある方の自立した生活を促進します。</p> |

2 施策の体系と主な取組

| | |
|---|--------------------|
| <p>第1節 社会参加の促進</p> | |
| <p>第1項 移動支援・意思疎通支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドヘルパーの派遣、外出介護の支援、タクシー券・給油券の交付、福祉乗車証の交付 手話通訳者・要約筆記者の派遣 手話通訳者養成研修の実施 など | <p>14事業中14事業実施</p> |
| <p>第2項 交流機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者団体への助成 青森県障害者スポーツ大会への協力 ふれあいの館の運営管理 など | <p>6事業中6事業実施</p> |
| <p>第2節 就労支援の充実</p> | |
| <p>第1項 雇用の場の確保の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 心身障害者雇用奨励金の交付 障害者雇用に関する情報提供 青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進 など | <p>3事業中3事業実施</p> |
| <p>第2項 就労移行の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労移行、就労継続支援の実施 青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針の策定 地域活動支援センターから就労継続支援B型事業所への移行 など | <p>4事業中4事業実施</p> |

3 目標とする指標

| 指標とその説明 | 目標値 (H27) | 基準値 (H24) | H25 | H26 | 達成率 (H26末) |
|---|--------------|--------------|--------|--------|---------------|
| 障害者のスポーツ施設利用者数 文化スポーツ振興課所管施設及びモヤヒルズにおける1年間の障害者利用者数 | 6,888人 | 5,808人 | 7,724人 | 6,293人 | 91.4% |
| 民間企業における障害者の雇用率 常用従業員規模56人以上の民間企業で雇用している労働者数に占める障害者の割合 | 1.70% | 1.65% | 1.75% | 1.74% | 102.4% |
| <p>施策を構成する27事業全てを実施しているものの、「障害者のスポーツ施設利用者数」は目標値の達成には至っていない。</p> | | | | | |

4 主な事業の実施状況

| | |
|--|--|
| <p>第1節 社会参加の促進</p> | |
| <p>第1項 移動支援・意思疎通支援の充実</p> <p>【障害者外出介護サービス事業】 障がい者が自分らしく、安心した生活を送り、地域における障がい者等の社会参加を図るため、重度の視覚障がい者及び全身性障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等・障がい児の方の社会生活上、必要不可欠な外出時の付添いのヘルパーを派遣しました。主な実績として、延べ利用者数が平成25年度は1,688名、平成26年度は1,545名となっています。</p> | |
| <p>第2項 交流機会の充実</p> <p>【障害者スポーツ活動支援事業】 スポーツを通じて障害者の相互の交流を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、青森県障害者スポーツ大会への参加案内や申込受付等の大会補助業務及び上位大会である全国大会入賞者の青森市スポーツ賞表彰候補者推薦を行っています。主な実績として、青森県障害者スポーツ大会申込者数が平成25年度は198名、平成26年度は221名となっています。</p> | |
| <p>第2節 就労支援の充実</p> | |
| <p>第1項 雇用の場の確保の促進</p> <p>【雇用促進支援事業】 公共職業安定所と市内の事業所等を訪問し、新規高卒者求人枠拡大の要請を行ったほか、青森商工会議所等の関係機関と組織した「青森地域雇用機会増大促進協議会」により雇用機会増大事業を展開し、平成26年度からは厚生労働省受託事業として「実践型地域雇用創造事業」を行い、食や観光に携わる事業者への雇用拡大セミナー等を開催しました。主な実績として、「広報あおもり」での市や関係機関開催セミナー等の周知件数は、平成23年度27件、平成24年度24件、平成25年度32件、平成26年度34件となっています。</p> | |
| <p>第2項 就労移行の支援</p> <p>【地域活動支援事業】 在宅の障がい者に対し、生産活動の場や社会的交流の機会を提供するとともに、在宅福祉サービスの利用援助や社会資源の活用、社会生活能力を高めるための支援など、情報提供や相談業務を総合的に行い、障がい者の状態に応じた自立と社会参加の促進を図りました。主な実績として、地域活動支援センターI型1カ所あたりの年間利用者数が平成25年度は8,814人、平成26年度は9,385人となっています。</p> | |

5 制度改正・環境の変化

- 「障害者雇用促進法施行令」の一部改正（平成24年6月）及び施行（平成25年4月）
- 「障害者雇用促進法」の一部改正（平成25年6月）及び施行（平成30年4月）
- 「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）及び施行（平成28年4月）
- 「障害者権利条約」の締結（平成26年1月）
- 「青森市障がい福祉計画」の策定（平成27年3月）

6 今後の課題

○社会参加の促進については、視覚障がい者に対する同行援護、タクシー利用に対する助成、バス料金の無料化などの外出時の移動支援のほか、手話通訳者の派遣や養成などを行ったものの、施策の目標である「障害者のスポーツ施設利用者数」が目標値に至っていないことを踏まえ、今後とも、これまでの取組を継続する必要があります。

○就労支援の充実については、法令改正による法定雇用率の引き上げや精神障がい者が雇用義務対象者に加えられたことを踏まえ、福祉施設から一般就労への移行を推進するため、就労に必要な訓練や相談など、障がいのある方本人の状況に配慮した就労支援に努めるほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を図り、障がい者雇用の拡大を図る必要があります。

1 施策の基本方向

| |
|---|
| <h3>第5章 障害者福祉施設サービスの充実</h3> |
| <p>障害のある方の高齢化、障害の重度化、精神障害のある方の社会的入院の解消などに伴い、必要な施設サービスを安心して利用できる環境づくりを推進するほか、施設等に対する指導監査により業務の適正化を推進し、障害者福祉施設サービスの充実を図ります。</p> |

2 施策の体系と主な取組

| | |
|--|------------------|
| <h3>第1節 障害者福祉施設整備の促進</h3> | |
| <p>第1項 障害者福祉施設整備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> グループホーム及び施設入所支援等の自立支援給付費の支給 指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の充実（集団指導、実地指導、監査の実施） ケアホームのグループホームへの一元化に伴う外部サービス利用型共同生活援助の創設（グループホーム利用者に対する介護サービスの提供） など | <p>9事業中9事業実施</p> |

3 目標とする指標

| 指標とその説明 | 目標値 (H27) | 基準値 (H24) | H25 | H26 | 達成率 (H26末) |
|--|--------------|--------------|------|------|---------------|
| <p>障害者福祉施設に関する満足度</p> <p>必要な施設サービスの提供を進め、心豊かに安心して利用できる施設環境づくりが図られていると思う市民の割合（市民意識調査）</p> | 6.4% | 5.4% | 5.5% | 5.2% | 81.3% |
| <p>施策を構成する9事業全てを実施しているものの、「障害者福祉施設に関する満足度」については、目標値の達成には至っていない。</p> | | | | | |

4 主な事業の実施状況

| | |
|---|--|
| <h3>第1節 障害者福祉施設整備の促進</h3> | |
| <p>第1項 障害者福祉施設整備の促進</p> <p>【共同生活援助事業】 障がい者に対して、地域社会の中で生活できるように住居、食事等を提供しながら、共同生活を送った場合に、訓練等給付費及び介護給付費を支給しました。 主な実績として、延べ利用者数が平成25年度は2,268人、平成26年度は2,432人となっております。</p> <p>【施設入所支援事業】 介護が必要な障がい者や、通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行いました。 主な実績として、延べ利用者数が平成25年度は5,537人、平成26年度は5,533人となっております。</p> | |

5 制度改正・環境の変化

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○「精神保健福祉法」の一部改正（平成25年6月）及び施行（平成26年4月） ○「障害者差別解消法」の制定（平成25年6月）及び施行（平成28年4月） ○「障害者権利条約」の締結（平成26年1月） ○「青森市障がい福祉計画」の策定（平成27年3月） |
|--|

6 今後の課題

| |
|--|
| <p>○障害者福祉施設サービスの充実については、施設入所者の地域生活への移行を促進するため、グループホーム等の「住まいの場」の設置を促進し、就労移行支援や就労継続支援等の「日中活動の場」の整備に努めるほか、相談支援事業所と連携を図り、施設入所者や待機者とともに、地域での生活が可能かどうかの検討をより深めることにより、施設入所者の地域生活への移行を促進する必要があります。</p> <p>また、入所者に対する虐待事案が発生していることを踏まえ、障害者福祉施設等に対する指導監査をさらに強化し、障害福祉サービスの質の向上及び業務の適正化を推進する必要があります。</p> |
|--|